

特定非営利活動法人活木活木(いきいき)森ネットワーク 木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備 資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程

(林野庁長官承認通知)

平成25年8月9日、25林政利第95号

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人活木活木(いきいき)森ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)は、木質バイオマス産業化促進事業費補助金交付要綱(平成25年5月28日付け25林政利第31号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に基づく木質バイオマス産業化促進事業実施要領(平成25年5月28日付け25林政利第32号林野庁長官通知。以下「要領」という。)の規定に基づきこの規程を定め、利子助成金は、この規程の定めるところにより、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成金の交付を行うものとする。

(利子助成金の交付基本申請)

第2条 利子助成金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、利子助成金交付基本申請書(様式第1号の1又は様式第1号の2。以下「基本申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、正副2部をネットワークに提出するものとする。

- (1) 利子助成対象の木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設(以下「利子助成対象施設」という。)の整備等に係る金銭消費貸借契約書及び証書貸付返済予定表(元利金返済予定書)の写し
- (2) 当該対象施設の設計図書
- (3) 建築基準法(昭和25年5月24日付け法律第201号)に定める確認申請を要する建築物については、当該建築物の確認通知書の写し
- (4) 誓約書(様式第2号)

- (5) 申請者が法人の場合は、登記簿謄本
- 2 ネットワークは、前項に規定する基本申請があった場合には、審査を行い適当であると認めるときは、当該申請者に利子助成金交付基本申請承認通知書（様式第3号）により承認の通知をするものとする。

（利子助成対象施設の完了届出及び調査）

- 第3条 前条に規定する申請者は、当該申請に基づく利子助成対象施設が完了した後、速やかに利子助成対象施設の完了報告書（様式第4号の1又は様式第4号の2）に、木材使用量に係る納材証明書（地域材使用量及び総木材使用量が明確にわかるもの）を添付し、ネットワークに提出するものとする。
- 2 ネットワークは、申請者から利子助成対象施設の完了報告書を受け取ったときは、当該施設が要件に基づいて行われたかどうかについて、この規定に基づき調査を行うものとする。この場合、調査の結果を利子助成対象施設の完了報告書（様式第4号の1又は様式第4号の2）に記載し、調査実施者が署名、押印の上、ネットワークに提出するものとする。
- 3 ネットワークは、前項の報告書を受け取ったときは、第2条第1項に規定する基本申請書に即したものであることを確認の上、利子助成対象施設の確認調査結果通知書（様式第5号の1又は様式第5号の2）により当該申請者に通知するものとする。

（利子助成金の交付申請）

- 第4条 前条第3項の通知を受けた申請者は、利子助成金交付申請書（様式第6号の1又は様式第6号の2。以下「交付申請書」という。）により、利子助成金の交付の規定に基づき、正副2部をネットワークに提出するものとする。
- 2 交付申請書には、指定金融機関が交付する利息受取済証明書（様式第7号に準じて作成し、当該様式の記載事項をすべて記載したものに限る。）を添付しなければならない。
- 3 申請書は、既に交付を受けた利子助成金の交付の対象となった期間終

了の翌月から、当該年度の2月まで（第1回の利子助成金の交付申請に係るものにあつては、利子助成対象施設整備資金を借り入れた月から当該年度の3月上旬まで）の期間につき、利息受取済証明書の添付のある交付申請書を取りまとめ、一括して当該年度の3月中旬までにネットワークに到着するよう送付するものとする。

（利子助成金の交付）

第5条 ネットワークは、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請が第2条第1項に規定する基本申請書に即したものであるときは、造成資金内において、当該申請に係る利子助成金を3月末日までに当該申請者に交付するものとする。

- 2 ネットワークが交付する利子助成金の額は、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。ただし、整備に伴う事業費は、新設等の施設にあつては約1,000万円を、木質バイオマス利活用施設整備資金にあつては約300万円を下限とする。
- 3 利子助成金の助成開始の日は、利子助成対象施設整備資金を借り入れた日とする。

（利子助成金の返還）

第6条 ネットワークは、申請内容等に虚偽その他不正の事実のあることが判明したときは、直ちに当該申請者に利子助成金の返還を請求するものとする。

- 2 利子助成金の返還請求を受けた申請者は、既に交付を受けた金額（交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該利子助成金につき年10.95%の割合で計算した加算金を含む。）を速やかに、ネットワークに返還しなければならない。

（利子助成金の交付停止）

第7条 ネットワークは、申請内容等に虚偽その他不正の事実のあることが判明した申請者に対しては、当該事実が発生した日以降における利子

助成金の交付を停止するものとする。

(報告及び申請等)

第8条 維持管理状況及び普及宣伝実績報告は様式第8号によるものとする。

2 改修承認申請書は、様式第9号によるものとする。

(現地調査及び指導)

第9条 ネットワークは、現地調査及び指導を行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、利子助成金の交付に必要な事項については、その都度、ネットワークが林野庁長官の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

様式第1号の1(木造公共建築物の場合)

木造公共建築物の整備資金等の借入に係る
利子助成事業利子助成金交付 基本申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住所(又は所在地)

名称

氏名(又は代表者名)

印

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る
利子助成事業利子助成金交付規程第2条第1項の規定に基づき、下記のと
おり利子助成金交付の基本申請をします。

記

1. 建築場所

2. 建築の構造 延床面積 m^2

3. 木材使用量 a : m^3 のうち地域材使用量 b : m^3

地域材使用率 = $b / a \times 100 =$ %

4. 用途

5. 建築完了予定月日 平成 年 月 日

6. 建築資金

工事費 円

工事雑費 円

実施設計費	円
計	円
うち利子助成金の交付対象となる建設資金	円

7. 建設資金借入金融機関

- (1) 住所
- (2) 名称
- (3) 代表者名

8. 経営状況

- (1) 資本の額又は出資の総額 円
- (2) 常時使用している従業員数 人
- (3) 営んでいる主たる事業

9. 添付書類

- (1) 木造公共建築物の整備資金等の借入に係る金銭消費貸借契約書及び証書貸付返済予定表（元利金返済予定書）の写し
- (2) 当該建築物の設計図書
- (3) 建築基準法（昭和25年5月24日付け法律第201号）に定める確認申請を要する建築物については、当該建築物の確認通知書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 法人の場合は、登記簿謄本

様式第1号の2の(1)(木質バイオマス利活用施設の場合)

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入
に係る利子助成事業利子助成金交付基本申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住所(又は所在地)

名称

氏名(又は代表者名)

印

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る
利子助成事業利子助成金交付規程第2条第1項の規定に基づき、下記のと
おり利子助成金交付の基本申請をします。

記

1. 対象施設場所

2. 対象施設の構造

3. 用 途

4. 対象施設完了予定月日

平成 年 月 日

5. 対象施設整備資金

工事費 円

工事雑費 円

施設設計費 円

計 円

うち利子助成金の交付対象となる建設資金 円

6. 建設資金借入金融機関

(1) 住所

(2) 名称

(3) 代表者名

7. 経 営 状 況

(1) 資本の額又は出資の総額 円

(2) 常時使用している従業員数 人

(3) 営んでいる主たる事業

8. 添 付 書 類

(1) 木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る金銭消費貸借
契約書及び証書貸付返済予定表（元利金返済予定書）の写し

(2) 当該建設物の設計図書

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 法人の場合は、登記簿謄本

様式第1号の2の(2)(木質ペレット・チップの調達の場合)

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入
に係る利子助成事業利子助成金交付基本申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住所(又は所在地)

名称

氏名(又は代表者名)

印

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る
利子助成事業利子助成金交付規程第2条第1項の規定に基づき、下記のと
おり利子助成金交付の基本申請をします。

記

1. ペレット・チップの調達方法
2. ペレット・チップの使用量 m³
3. 用 途
4. ペレット・チップの調達資金

調達費	円
調達雑費	円
計	円
うち利子助成金の交付対象となる調達資金	円
5. 調達資金の借入金融機関
 - (1) 住所

(2) 名称

(3) 代表者名

6. 経 営 状 況

(1) 資本の額又は出資の総額 円

(2) 常時使用している従業員数 人

(3) 営んでいる主たる事業

7. 添 付 書 類

(1) 木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る金銭消費貸借
契約書及び証書貸付返済予定表（元利金返済予定書）の写し

(2) 当該施設の設計図書

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 法人の場合は、登記簿謄本

様式第 2 号

誓 約 書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
活木活木(いきいき)森ネットワーク
理事長 遠 藤 日 雄 殿

申請者 住 所 (又は所在地)
名 称
氏 名 (又は代表者名) 印

今般、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業の利子助成金の申請にあたり、下記事項を誓約します。

記

1. 木質バイオマス産業化促進事業費補助金交付要綱、木質バイオマス産業化促進事業実施要領及びその他の規約等に違反しないこと。
2. 木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業のために規定された違約条項に従うこと。

様式第 3 号

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の
借入に係る利子助成事業利子助成金交付基本申請承認通知書

番 号
年 月 日

殿

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤 日雄 印

平成 年 月 日付をもって申請のありました利子助成金交付基本申請については、審査した結果、申請のとおりこれを承認します。

なお、利子助成金の支払は、整備資金の範囲内において、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程の定めるところにより行います。

様式第4号の1(木造公共建築物の場合)

承認番号	
------	--

建 築 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住 所 (又は所在地)

名 称

氏 名 (又は代表者名)

印

木造公共建築物の整備資金等の借入に係る利子助成事業に基づく利子助成対象建築物の建築を完了しましたので、木造公共建築物・木造バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

建築場所			
建築の構造		延床面積	m ²
木材使用量	a	m ³ のうち地域材使用量	b m ³
	地域材使用率 = $b / a \times 100 =$ %		
用 途			
建築完了月			

添付書類

- (1) 地域材使用量及び総木材使用量の内訳が記載された納材証明書
- (2) 建築物の写真
- (注) 承認番号は、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付申請承認通知書（様式第3号）の番号を申請者が記入するものとする。

建 築 確 認 調 査 結 果

上記のとおり、適正に実施されていたことを証明します。

調査年月日

立会者(申請者)氏名

調査実施者 所属

氏名

印

様式第4号の2(木質バイオマス利活用施設の場合)

承認番号	
------	--

対 象 施 設 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住 所 (又は所在地)

名 称

氏 名 (又は代表者名) 印

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業に基づく対象施設が完了しましたので、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

対象施設場所	
対象施設の構造	
木質ペレット・チップの使用量	a m ³ のうち地域材使用量 b m ³
	地域材使用率 = $b / a \times 100 =$ %
用 途	
対象施設完了月	

注1)対象施設とは、ボイラー利活用施設、バイオマス供給施設、その他利活用施設と認められる施設等を言う。

注2)対象施設場所は、木質バイオマス利活用施設の場所又は木質ペレッ

ト・チップの調達箇所を記入する。

添付書類

1 木質ペレット又はチップの使用量及び調達量の内訳が記載された調達
証明書

2 木質バイオマス利活用施設の写真

(注) 承認番号は、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資
金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付申請承認通知書（様式第 3
号）の番号を申請者が記入するものとする。

木質バイオマス利活用施設等確認調査結果

上記のとおり、適正に実施されていたことを証明します。

調査年月日

立会者(申請者)氏名

調査実施者 所属

氏名

印

様式第 5 号の 1(木造公共建築物の場合)

承認番号	
------	--

建 築 確 認 調 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

殿

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠 藤 日 雄 印

平成 年 月 日付をもって貴殿から建築完了報告のありました建築物については、適正に実施されていたので通知します。

つきましては、平成 年 月 日までに木造公共建築物の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付申請書を当ネットワークあてに提出願います。

様式第5号の2(木質バイオマス利活用施設の場合)

承認番号	
------	--

木質バイオマス利活用施設等確認調査結果通知書

平成 年 月 日

殿

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤 日雄 印

平成 年 月 日付をもって貴殿から木質バイオマス利活用施設の完了報告のありました施設については、適正に実施されていたので通知します。

つきましては、平成 年 月 日までに木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付申請書を当ネットワークあてに提出願います。

様式第6号の1(木造公共建築物の場合)

承認番号	
------	--

木造公共建築物の整備資金等の借入に係る
利子助成事業利子助成金交付申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤 日雄 殿

申請者 住所(又は所在地)
名称
氏名(又は代表者名) 印

木造公共建築物の整備資金等の借入に係る利子助成事業に基づく利子助成対象建築物の建築を実施しましたので、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子助成金の交付を申請します。

記

(1)金融機関名	(2)木造施設整備に係る建設資金の借入金	(3)(2)のうち利子助成金の交付対象となる建設資金
	円	円

(4)木造施設整備に係る建設資金の借入残高	(5)(4)に係る支払利息	(6)利子助成金の交付申請額	(7)(6)の利子助成金交付の対象期間	備考
円	円	円	自 年 月 日 至 年 月 日	

利子助成金の振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人

様式第6号の2の(1)(木質バイオマス利活用施設の場合)

承認番号	
------	--

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
活木活木(いきいき)森ネットワーク
理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住所(又は所在地)
名称
氏名(又は代表者名) 印

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業に基づく対象施設等(木質バイオマス・チップの調達等を含む)の建設等を実施しましたので、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子助成金の交付を申請します。

記

(1)金融機関名	(2)対象施設整備に係る建設資金の借入金	(3)(2)のうち利子助成金の交付対象となる建設資金
	円	円

(4)対象施設の整備に係る建設資金の借入残高	(5)(4)に係る支払利息	(6)利子助成金の交付申請額	(7)(6)の利子助成金交付の対象期間	備考
円	円	円	自 年 月 日 至 年 月 日	

利子助成金の振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人

様式第6号の2の(2)(木質ペレット・チップの調達の場合)

承認番号	
------	--

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
 活木活木(いきいき)森ネットワーク
 理事長 遠藤日雄 殿

申請者 住所(又は所在地)
 名称
 氏名(又は代表者名) 印

木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業に基づく対象施設等(木質バイオマス・チップの調達等を含む)の建設等を実施しましたので、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子助成金の交付を申請します。

記

(1)金融機関名	(2)木質ペレット・チップの調達に係る資金の借入金	(3)(2)のうち利子助成金の交付対象となる調達資金
	円	円

(4)木質ペレット・チップの調達に係る資金の借入残高	(5)(4)に係る支払利息	(6)利子助成金の交付申請額	(7)(6)の利子助成金交付の対象期間	備考
円	円	円	自 年 月 日 至 年 月 日	

利子助成金の振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人

様式第7号

承認番号	
------	--

指定金融機関利息受取済証明書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤 日雄 殿

金融機関

住所

名称

印

当金融機関が に対して貸付けた木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業に基づく利子助成対象施設資金の返済及び当該貸付金に係る利息の受取状況は、下記のとおりです。

記

貸付金額	円	貸付年月日	平成 年 月 日
利率	年率 %	償還期間	年 (うち据置 年)
貸付金返済方法			
利息受取方法			
貸付金の返済		利息の受取	
返済年月日	返済額	残高	受取年月日
年月日	円	円	年月日
			受取額
			円
			利息の算定期間
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
			～
計			～

(注) 承認番号は、申請者が記入するものとする。

様式第8号

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入金に係る利子助成事業管理状況等報告書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

建築主

住所

氏名

印

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第8条の規定に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの利子助成対象施設の維持管理状況等を下記のとおり報告します。

記

1 対象施設の維持管理状況

(1) 使用状況及び用途

(2) 改修・補修等の実施状況

種別	所要金額 千円	記事

(3) 維持管理責任者、名義人等の変更の有無

種別	事由	変更前住所・氏名	変更後住所・氏名

2 対象施設の普及宣伝実績

種別	月日	氏名等	内容

(注) 種別には、問合せ、資料の提供、説明会参加等を記入する。

様式第9号

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備
資金等の借入に係る利子助成事業改修承認申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

活木活木(いきいき)森ネットワーク

理事長 遠藤日雄 殿

建築主

住所

氏名

印

平成 年 月 日付け第 号にて利子助成を受けて建設した建築物について、下記のとおり改修したいので、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程第8条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 改修内容
- 2 改修理由及び目的
- 3 工事費用
- 4 工事計画
- 5 添付書類
設計図書

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業の運用について

(林野庁長官承認通知)

平成25年8月9日、25林政木第95号

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人活木活木(いきいき)森ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)は、木質バイオマス産業化促進事業費補助金交付要綱(平成25年5月28日付け22林政利第31号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)及び木質バイオマス産業化促進事業実施要領(平成25年5月28日付け25林政利第32号林野庁長官通知。以下「要領」という。)並びに木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成事業利子助成金交付規程(以下「規程」という。)が定められたところであるが、そのうち、利子助成金の交付申請及び利子助成金の交付等の運用については、次のとおり留意の上、本事業の円滑かつ、的確な実施に御配慮をお願いします。

(利子助成金の交付申請)

第2条 規程第4条第3項で定めている利子助成金交付申請書は、「既に交付を受けた利子助成金の交付の対象となった期間終了の翌月から、当該月の属する年の12月まで」及び「(第1回の利子助成金の交付申請に係るものにあつては、利子助成対象施設資金を借り入れた月から、当該年度の2月まで)」と定めているが、会計年度の3月上旬までの期間について、指定金融機関の利息受取済証明書がある場合は、四半期毎に利子助成金を申請することが出来るものとする。なお、この場合においても、利息受取済証明書の添付のある交付申請書とする。

ただし、利息支払が毎月でない場合にあつては、利息受取済証明書に代えて、申請者の署名をもって利息受取済証明書として認めることができるものとする。なお、この場合にあつては、利息受取済証明書を追っ

て、提出するものとする。

(利子助成金の交付)

第3条 ネットワークは、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が規程第2条第1項に規定する基本申請書に即したものであるときは、造成資金内において、当該申請に係る利子助成金を3月末日までに当該申請者に交付するものとする。ただし、やむを得ない理由等により、3月末までに支払ができない場合は、未払金を計上し4月末までに支払うことができるものとする。

2 規程第5条第2項に規定する利子助成金の額の場合であって、申請者が指定金融機関を2以上利用したときは、申請者の指定金融機関の総合計に対して1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、千円単位とするものとする。

3 規程第5条第3項の利子助成金の助成開始の日については、規程第2条の利子助成金の交付基本申請が受理された後における利息返還の開始日をもって助成開始日とする。

4 利子助成対象者とは、利子助成建築物及びの要件を満たす建築物の発注者であって、指定金融機関からその建設資金の全部又は一部を借り入れた者とする。

5 利子助成対象建築物とは、新築の場合は木造の建築物、既存施設の改築・改良の場合は、木造又は木造と他の構造との併用構造の建築物であるものとする。

6 利子助成金の対象となる建設資金は、指定金融機関からの借入金のうち、林野庁長官の定める経費の額とする。

なお、林野庁長官の定める経費は、当該利子助成対象建築物の建設に要する経費のうち、工事費、工事雑費、実施設計費とし、その内容については、別紙のとおりとする。

(報告・申請等)

第4条 利子助成対象者は、利子助成期間中は毎年度、利子助成対象建築

物に関する維持管理状況及び普及宣伝実績を、翌年度5月末日までにネットワークへ提出しなければならない。

ネットワークは、上記の申請があったときは、審査を行い適当と認めるときは当該申請を承認するものとする。

(現地調査及び指導)

第5条 ネットワークは、利子助成対象建築物の完成直後、完成後5年目及び10年目、また、上記の報告・申請等があったときは、審査を行い適当と認めるときは当該申請を承認するものとする。

(その他)

第6条 本規程にかかわらず運用通達に準じて適用する。なお、この運用通達に定めるもののほか、利子助成金の交付等に必要な事項については、その都度、ネットワークが林野庁長官の承認を得て定めるものとする。

附 則

この運用通達は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

区 分		内 容	
工事費	純工事費（工事に必要な仮設工事費を含む。）	直接工事費	労務費，材料費，その他工事施工に直接必要な経費（土地整備費，本館工事費，付属施設工事費，設備工事費，仕上げ工事費，外構工事費等）であって，共通仮設費意外のもの
		共通仮設費	建物，工作物等の各種の直接工事に共通して必要な準備費（仮設路，仮橋，借地等に要する経費），仮設建物費（仮事務所，下小屋，倉庫等に要する経費），動力・用水・光熱費，試験調査費（全般的な試験，調査等に要する経費），整理清掃費（全般的な整理，清掃，養生等に要する経費），機械器具費（数種目に共通的な機械器具等に要する経費），運搬費（数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費），その他（数種目に共通的なその他の仮設的費用）の経費
	諸経費	現場経費	現場管理上必要な労務管理費，租税公課，保険料，人件費，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，交際費，補償費及び雑費とし，共通仮設費に算入するものを除く
		一般管理費	本店，支店等における営業上の諸費用及び利益
工事雑費	工事の施工に伴い直接必要とする次の経費とし，その積算は原則として工事費の3.5%を限度とする。		
		報酬	用地買収交渉，土地物件等の評価及び登記事務に限る
		賃金	日々雇用者賃金（測量，事務，現場監督補助，人夫等の賃金）
		共催費 旅費	賃金に係る社会保険料 事業実施の打合等に必要な旅費

区 分		内 容	
工事雑費		需用費	消耗品費，燃料費，食料費（補助事業遂行上特に必要な場合に限る。），印刷製本費，光熱水費及び修繕費
		役務費	通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料，広告料，雑役務費
		委託料	登記事務，測量等の委託料
		使用料及び賃借料	土地建物，貨客兼用自動車，事業用機械器具の借料及び損料
		備品購入費	工事施工に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
		公課費	
実施設計費	当該実施設計を委託する場合に限り補助対象	調査費	地質，水質その他施設の規模，構造，能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする
		設計費	設計に必要な経費とする
		監理料	実施設計と併せて工事の監理を建築士事務所等に委託する場合においてのみ実施設計に含めることができるものとする。